

TOP1% SPECIAL

第4号



世界最先端のマーケティング手法を使って、90日で業績アップを目指す実践経営者のための、現場で即活用できる情報を手に入れることができます。



<http://www.top1special.com>

いますぐ「制度融資」をあたれ！

キャッシュフロー経営実践会 小塚 桂悦郎

この「制度融資」というやつ、県の制度融資とか市の制度融資とか大まかに言ってその二種類あります。いかにも県や市など自治体がお金を貸してくれそうですが、いえいえ貸すかどうかを審査するのはあくまで銀行なのです。だから直接県とか市とか行ってもだめですよ。

じゃあ、どうやって利用したらいいかという、あくまで銀行を相手に融資申込みの交渉をします。その融資申込みの過程で、銀行がどの制度融資をくっつけたら貸しやすいか判断するのです。

こういふときですから、銀行とすれば信用保証協会はなんとかつけたい。でもいわゆる信保の通常枠はもういっぱい・・・じゃあ今度は市の制度融資でもくっつけようか、って感じでしょうか。

しかも、こういった制度融資などには、いわゆる銀行として利用実績などというものもあつたりします。

どういふことかという、県や市などとしてもこういう不景気で中小企業も大変で、しかも銀行も貸したくても貸せないときに、何もしないというのも自治体として県民や市民に対しカッコ悪い。じゃあ地元の金融機関と信用保証協会を通じて、通常の信用保証枠とは別枠で中小企業が資金調達できるように取り計らいましょう、っていうのが制度融資なのです。

別枠という以上、通用よりは審査は多少ゆるくなるでしょう。

こういう制度融資をあまり利用されないとなると、言い出した県なんかとしても、ちょっとこれはばつが悪いわけです。

制度融資にあまり取り組まない金融機関というものも中小企業に対し、どうなんだろうね、ってことになっちゃいます。

また、県の制度融資でも市の制度融資でも、行き着く先は結局信用保証協会なので、そっちの銀行、こっちの銀行と使っていると、上手にこの制度融資を活用できなかつたりします。

つまり、あくまでも銀行がこの会社さんにはこの制度を使いますので信用保証協会さんよろしく、と推薦してくれないと企業としては借りようがないのです。

次のページの資料は宮城県の記事ですが、なんか制度融資にもっと借りやすいものが出されたような印象を受けますね。「経営改善対策枠」なんて仰々しい名前がつくと。

しかも、これまでのいわゆる県の経営安定資金とは別枠のようにも読めます。

いえいえ、半分は正解ですが半分はハズレです。まあ、これもある種のリスクとも言えます。つまり、現在すでに経営安定資金を借りている会社で、返済が大変だったら借り替えに応じますよーってことです。

融資制度というのは本来借り替えできないのですが、この安定化資金に関しては、もういちど長期に組みなおしますよってことです。

しかも、もし安定化資金の限度額の8千万以内だったら追加融資にも応じますよ、っていう大変ありがたい制度です。

さらに、この経営安定化資金をすでに複数の金融機関から利用してしまっている場合でも、なんとか一本化してくれる可能性までありそうです。これはチャンスです。

まさしく既存の借入返済額を減額して(リスク)、しかも同時に新しい資金も借りられる、その後押しを県がしてくれるっていうんですから。

これぞ借りるのも今、返さないのも今っていう制度資金のお知らせでした。
(小堺)

中小企業経営安定資金・一般資金「経営改善対策枠」創設の概要

1. 創設の目的

長引く景気の低迷状況、地価の下落による担保価値の低下など中小企業の収益環境、資金調達環境は真に厳しく、金融を通じた経営の改善が今次構造改革調整時下の喫緊の課題となっています。

そのため、宮城県融資制度の宮城県中小企業安定資金（以下「経営安定資金」という。）等を利用している県内の中小企業に対し、新たな資金需要に合わせ同資金既往借入金の整理等に際して適切な金融対策を講じ、資金繰りの安定化、経営状況に見合った返済等経営企画の見直しを通して、企業の再建、企業の持続的発展を推進することを目的として、中小企業経営安定資金・一般資金「経営改善対策枠」を創設しました。

2. 融資対象者

現行の経営安定資金・一般資金等を利用しているもののうち、新たな資金需要に合わせて、既往借入金の統合により、資金繰りの安定化等経営の改善を通して、企業の再建、企業の持続的発展が見込まれるものが対象となります。

ただし、経営安定資金・一般資金を複数口利用している企業で、取扱金融機関及び信用保証協会との協議により、既往借入金を統合することによって、今後の経営改善、事業の継続が見込まれていると判断される場合については、対象とできることがあります。

3. 資金使途・・・運転資金

4. 取扱い期間・・・平成14年8月1日から平成16年3月31日まで

5. 融資条件（経営安定資金・一般資金と同様とする。）

(1) 融資限度額・・・8,000万円（但し、一般資金の枠内とする。）

(2) 融資期間・・・7年以内（1年以内）

(3) 融資利率・・・1年以内 1.8%

1年超 2.2%

(4) 保証人・担保・・・取扱金融機関、信用保証協会の定めるところによる。

(5) 信用保証・・・信用保証付き、保証料率0.7%

6. 融資枠・・・100億円（平成14年度）

7. 御相談・お申し込み・・・金融機関に御相談ください

8. お申し込みにあたって

この中小企業経営安定資金・一般資金「経営改善対策枠」制度の利用対象者は、宮城県融資制度を御利用されている中小企業です。

それぞれの自治体により、言い回しがちがうだけで似たような制度があったりしますので、ちょっと調べて見ましょう。(小堺)

警告！

このレポートに収録されている文章および内容については、ダウンロードした方がご自身で読み、ご自身のために役立つ用途に限定して無料配布しています。

このレポートを、販売、オークション、その他の目的で利用するには、著作権者の許諾が必要になります。

このレポートに含まれている内容を、その一部でも著作権者の許諾なしに、複製、改変、配布を行うことおよびインターネット上で提供する等により、一般へ送ることは法律によって固く禁止されています。